

業務用設備等脱炭素化促進事業補助金
『募集要領』

令和 7 年 5 月

千葉県 環境生活部 温暖化対策推進課

補助金を交付申請される皆様へ

業務用設備等脱炭素化促進事業補助金（以下、「本補助金」といいます。）は、公的資金を財源としていることから、千葉県（以下、「県」といいます。）として適正な執行を行うとともに、不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本補助金の交付申請をされる方、交付申請後補助金を受給される方におかれましては、以下の点について、十分にご認識された上で、交付申請・受給されますよう、お願いいたします。

- 1 本補助金の交付申請者が県に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
- 2 県から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合は、交付決定の取消し等を行う場合があります。
- 3 手続きを迅速に進めるため、交付申請書等を提出いただく際は、書類の不足や不備等がないことをご確認いただきますようお願いいたします。また、書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨として下さい。
なお、交付申請書等の作成及び提出に関する費用は、交付申請者の負担とし、提出された交付申請書等は返却しません。
- 4 設備導入に係る補助について、交付決定前に発注、契約等を行っていた場合、補助金を交付することができません。
- 5 不正行為が認められた場合は、県からの交付決定及びその他の決定を取り消します。また、既に受領済みの補助金がある場合においては、取消対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。

※不正受給は犯罪です。警察当局と連携しながら厳格に対処します。

- 6 交付申請にあたってご提供いただく個人情報を含む申請情報は、県において審査に必要な範囲で共有、利用します。個人情報を事前の承認なく県及び業務用設備等脱炭素化促進事業補助金事務局（以下、「事務局」といいます。）以外の第三者に提供することはありません。

目 次

1	事業の概要	1
2	補助内容	
(1)	補助対象者	1
(2)	省エネルギー診断等	3
(3)	補助対象事業	4
(4)	補助対象経費	8
(5)	補助上限額及び補助額等	9
(6)	交付申請・補助事業実施に当たっての確認事項	10
(7)	事業スケジュール	11
3	交付申請	
(1)	交付申請受付期間	13
(2)	交付申請方法	13
(3)	交付申請の代行	13
(4)	交付申請に当たっての留意事項	13
(5)	必要書類	14
(6)	審査・選定	16
(7)	交付決定	16
4	補助対象事業の実施（設備導入等）	
(1)	事業の開始	17
(2)	事業内容等の変更	17
(3)	補助事業の状況報告等	17
(4)	補助事業の中止又は廃止	17
(5)	実績報告	18
5	補助金の請求・受領	
(1)	補助金額の確定、補助金の交付	18
(2)	交付決定の取り消し	19
(3)	補助金の経理	19
(4)	補助事業により取得した財産の管理	19
6	問合せ先	19

1 事業の概要

本県では、地球温暖化対策を推進するため、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの促進などに取り組んでいます。

本補助事業は、中小事業者等（個人、会社、社会福祉法人、医療法人、組合等を含む。）の脱炭素化へ向けた取組を支援するために、中小事業者等が行う省エネルギー診断の受診や当該診断等を踏まえた脱炭素に資する設備導入等について、その経費の一部を県が補助を行うものです。

2 補助内容

（１）補助対象者

県内で事業活動を営んでいる中小事業者等（「みなし大企業」は除く※）であって、以下の①～⑤の要件をすべて満たすことを要します。

また、以下表１に記載する業種の事業者においては、以下に記載する資本金の額等又は従業員数のいずれかを満たす必要があります。他の中小事業者等については、業務用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第２条第１号をご確認ください。

※「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当するものとします。

- ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小事業者
- イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小事業者
- ウ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている中小事業者
- エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を前各号のいずれかに該当する中小事業者が所有している中小事業者
- オ アからウに該当する中小事業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数のすべてを占めている中小事業者
- カ 申請時点において確定している直近過去３年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が１５億円を超える中小事業者

【要件】

- ①事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと
- ②事業を営むにあたって関連する法令及び条例等を遵守していること
- ③宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと
- ④交付申請を行うまでに「ＣＯ２ＣＯ２スマート宣言事業所登録制度」に登録申請を行っていること（※）
- ⑤交付申請を行うまでに省エネルギー診断を受診又は簡易自己診断を実施していること

(表1 補助事業の対象となる中小事業者等の規模)

業 種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する従業員
① 製造業、建設業など	3 億円以下	300 人以下
② 卸売業	1 億円以下	100 人以下
③ 小売業	5 千万円以下	50 人以下
④ サービス業	5 千万円以下	100 人以下
⑤ ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3 億円以下	900 人以下
⑥ ソフトウェア業、情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
⑦ 旅館業	5 千万円以下	200 人以下
⑧ 医業を主たる業とする法人	—	300 人以下
⑨ 特定非営利活動法人	—	業種により上記①～④ に準ずる
⑩法人税法別表第二に該当する法人(社 会福祉法人、学校法人、一般財団法人、 一般社団法人、商工会 等)	—	300 人以下

※資本金等の総額又は常時使用する従業員数のいずれか一方の要件を満たしていることが必要です。

※CO2CO2スマート宣言事業所登録制度

- ・地球温暖化対策に取り組む千葉県内の事業所を「CO2CO2スマート宣言事業所」として登録し、その取組を県ホームページ等で広く紹介する制度です。
- ・スタンダードコースとプレミアムコースがありますが、いずれのコースも対象です。
- ・詳しい情報や登録申請書等は以下の県ホームページからご確認ください。
- ・「CO2CO2スマート宣言事業所登録制度」の登録は事業所単位です。本事業において省エネルギー診断の受診等を行う事業所について登録いただく必要があります。



<https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/chikyuuukankyou/co2co2smart/office/index.html>

【リースによる実施】

補助事業をリースにより実施することも可能です。リースにより実施する場合には、中小事業者等とリース事業者が共同で交付申請(以下、「リース共同申請」といいます。)を行う必要があります。また、リース事業者は、中小事業者等から受け取るリース料を補助金相当分だけ減額する必要があります。

リース契約は次のいずれかの要件を満たすものである必要があります。

- ① 財産処分制限期間以上の契約であること
- ② ①を満たさない場合、リース期間終了後に中小事業者等が補助対象設備を購入する契約となっていること

なお、セール&リースバック取引は対象外とし、割賦契約はリース取引に含みません。
リース事業者は、1つの共同申請につき1社とします。

≪リースによる場合の申請者及び補助金交付先は以下のとおりです。≫

- ・申請者：中小事業者等及びリース事業者の共同申請
- ・補助金交付先：リース事業者

※リースによる設備導入と合わせて購入による設備導入等や診断受診費について補助金申請を行う場合は、①リースに係る共同申請書と同時に②中小事業者等単独の申請書（受診費及び購入費等）をご提出ください。

診断受診費等に係る補助金をご申請いただいた中小事業者等への交付となります。

（２）省エネルギー診断等

前記（１）の要件⑤で定める省エネルギー診断及び簡易自己診断は以下のとおりです。

○省エネルギー診断（交付要綱第２条第３号）

省エネルギー対策に関する専門的知識を有する者が県内の事務所又は事業所を訪問し、当該事務所等におけるエネルギーの使用状況、設備の運転状況等を調査するとともに、当該調査結果に基づき省エネルギー対策を提案するものであって、①県が指定した機関が実施するもの及び②一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネ最適化診断、その他③国が指定した機関が実施するものをいいます。

【各省エネルギー診断の詳細は以下のホームページからご確認ください】

①「県が指定した機関が実施するもの」

事務局：株式会社ちばぎん総合研究所、エヌエス環境株式会社

<https://www.pref.chiba.lg.jp/ontai/hojo/r7jigyousyahojo.html>



②「省エネ最適化診断」

事務局：一般財団法人省エネルギーセンター

<https://www.shindan-net.jp/>

③「国が指定した機関が実施するもの」

◆「地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業」

事務局：一般社団法人環境共創イニシアチブ

<https://shoeneshindan.jp/>

※省エネルギー診断受診費の補助が受けられる省エネルギー診断は①のみです。

※令和４～７年度に受診した受診結果が要件の対象です。

○簡易自己診断（交付要綱第2条第4号）

県内の事務所又は事業所における設備の運用改善や設備導入等による省エネルギー効果を確認するため、県が定める簡易自己診断ツールにより、中小事業者等が自ら実施するものをいいます。

・簡易自己診断ツールは以下のホームページからご利用ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/ontai/hojo/r7jigyousyahojo.html>



※設備導入に係る補助金交付申請については、上記の省エネルギー診断のいずれかの受診又は簡易自己診断の実施が必要になります。

（３）補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」といいます。）は、県内の事務所又は事業所において実施する事業で、以下①～④の要件をすべて満たす事業です（省エネルギー診断受診費の補助については、「県が指定した機関」による省エネルギー診断の受診が対象）。

なお、補助対象事業の概要は表２のとおりです。

①省エネルギー診断を受診又は簡易自己診断を実施した結果（更新設備の型番及び削減量の記載）に基づき、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの活用等に資する設備等を既存設備等に替えて導入する事業であること（蓄電池の設置、未利用エネルギーの利用促進、再生可能エネルギーの利用促進等に当たっては、新たに導入する場合を含みます。）

※省エネルギー診断又は簡易自己診断に型番等が記載されていない場合は補助対象外となります

②事業実施により削減されるエネルギー起源二酸化炭素排出量（以下、「排出量」という。）が事業所単位で年間３トン以上であること

なお、表２の「その他」で定める「省エネルギー診断により提案のあった上記以外の設備導入等（太陽光発電設備を除く）」の適用を受けようとする場合は、導入する対象設備の種類ごとに、削減される排出量は年間０．５トン以上であることが必要です。

③交付決定前に、現に補助事業に着手していないこと

④実績報告書提出期限までに事業が完了すること

※ 補助事業の実施により削減される排出量が年間３トン以上とは、当該事業所において補助事業実施前（実績値）と実施後（見込み）のエネルギー使用量を比較して、二酸化炭素の排出量に換算した場合に、削減量が年間３トン以上となることです。

※ 省エネ診断で提案のあった設備更新等による省エネ対策が対象です。運用改善に要する経費は補助対象外であり、要件とする削減排出量（年間3トン以上）へも算入できませんのでご注意ください。

※ 本補助事業は、既存設備等に替えて新しい設備を導入することが前提のため、既存設備等については必ず撤去や処分を行うこと。既存設備等の撤去や処分を行わない場合は補助対象外となります。

- 省エネルギー診断報告書において提案された対策が複数ある場合、提案された対策の一部についてのみ補助金交付申請を行うことも可能です。

また、複数の事業所において省エネルギー診断の受診や簡易自己診断を実施した場合、複数事業所分をまとめて交付申請を行うことも可能です。

ただし、補助金の交付申請は、同一年度・同一事業者につき1回限りです。

【事業実施例】

省エネルギー診断で提案された同一事業所における対策がA（年間削減量1トン）、B（年間削減量2トン）、C（年間削減量3トン）の場合、以下のような交付申請が可能です。

⇒①省エネルギー診断受診費、A、B、C全てについて交付申請

②省エネルギー診断受診費、A及びBについて交付申請

③令和7年度に省エネルギー診断を受診し受診費について交付申請

当該省エネルギー診断に基づき、令和8年度にA及びBについて交付申請

当該省エネルギー診断に基づき、令和9年度にCについて交付申請

※実施例は一例です。中小事業者等の実態に合わせて効果的な取組をお願いします。

※省エネルギー診断受診費のみについて交付申請する場合を除き、単一年度で実施する事業により削減される排出量が、事業所単位で年間3トン以上であることが必要です。

なお、表2の「その他」で定める「省エネルギー診断により提案のあった上記以外の設備導入等（太陽光発電設備を除く）」の適用を受けようとする場合は、導入する対象設備の種類ごとにつき、削減される排出量は年間0.5トン以上であることが必要です。

※令和8年度以降、県において本事業を実施しないこととした場合、交付申請の受付は行いませんのでご了承ください。

※交付申請は、同一年度・同一事業者につき1回限りです。

令和7年度に省エネルギー診断の受診費についてのみ交付申請いただいた場合、同一年度においては設備導入に係る交付申請は出来なくなりますのでご注意ください。

※省エネ診断受診費は受診した年度のみが対象です。次年度以降は申請できません。

【事業所について】

事業所とは、日本標準産業分類にて定義する事業所を指します。

また、本事業で補助対象とする事業所は、申請者自らが行う経済活動の場所的単位であって、原則としてその経済活動に次の二つの要件を備えているものとします。

- ①経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。
- ②財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して継続的に行われていること。

具体的には、工場、製作所、事務所、営業所、病院等と呼ばれるものが対象です。

※なお、商業ビルや集合住宅（マンション等）などの所有者等で、当該施設等において自ら事業を実施していない場合については、管理者等を配置していた場合であっても、補助対象外となります。

※また、社員寮や保養所等の専ら従業員の宿泊等の内部的、便宜的目的のみに供されるものは、事業所に含まれず、補助対象外です。

(表2 補助対象事業概要)

項 目	概 要
蓄電池の設置	自らが設置する又は設置した再生可能エネルギー供給設備で発電した電力を蓄電する設備の設置
省エネルギーの促進	1 省エネルギーを図るための次の装置の設置及び改造 ①燃料電池 ②コージェネレーション（熱電併給） ③LED照明器具 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める判断の基準を満たすもの ④空調 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める以下の品目ごとの判断の基準を満たすもの ア エアコンディショナー イ ガスヒートポンプ式冷暖房機 ウ 公共工事に係る資材として分類される品目のうち、空調用機器 ⑤変圧器 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める判断の基準を満たすもの 2 1の付属設備の設置及び設置工事(作動する上で必要なものに限る。) 3 建築物の屋上又は壁面の緑化工事 4 屋根面、壁面又は窓の断熱工事及び遮熱工事
未利用エネルギーの利用促進	廃熱その他の未利用エネルギーの利用を図るためのエネルギー供給装置の設置
メタン・代替フロン等の温室効果ガス削減対策	1 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第3項に定める温室効果ガスの削減を図るための装置の設置及び改造 2 省エネ型自然冷媒機器（冷凍冷蔵庫等）の設置 冷凍冷蔵庫、食品製造工場、化学製品製造工場及びアイススケートリンクに用いられる省エネ型自然冷媒機器並びに食品小売業におけるショーケースその他の省エネ型自然冷媒機器（冷凍冷蔵庫等）の設置

	ただし、「省エネ型自然冷媒機器（冷凍冷蔵庫等）」は、フロン類（クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）及びハイドフルオロカーボン（HFC））ではなく、アンモニア、空気、二酸化炭素、水等自然界に存在する物質を冷媒として使用した冷凍・冷蔵機器であって、同等の冷凍・冷蔵の能力を有するフロン類を冷媒として使用した冷凍・冷蔵機器と比較してエネルギー起源二酸化炭素の排出が少ないものとする。 また、食品小売業におけるショーケースその他の省エネ型自然冷媒機器（冷凍冷蔵庫等）には、ショーケースに使用されるものと同様のコンデンシングユニットを用いる冷凍・冷蔵保管庫用の省エネ型自然冷媒機器を含む。 3 1、2の付属設備の設置及び設置工事（作動する上で必要なものに限る。
再生可能エネルギーの利用促進	太陽熱、風力、バイオマス、水力、その他の再生可能エネルギー供給設備の設置（太陽光発電設備を除く） <u>なお、全量売電目的は対象外です。</u>
その他	1 省エネルギー診断により提案のあった上記の項目以外の設備導入等で県が適当と認めるもの（太陽光発電設備、次世代自動車（EV、PHV、FCV）等の車両及び次世代自動車等関連設備（充電設備・放電設備）を除く）・・・表3参照 <u>※上記について、導入する対象設備の種類ごとに付き、削減される排出量は年間0.5トン以上であることが必要です。</u> 2 県が指定した機関が実施する省エネルギー診断の受診（一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネ最適化診断、その他国が指定した機関が実施するものを除く）

※国又は県の予算を財源とした他の補助金を受けている場合は対象外です。

※省エネ診断受診費は受診した年度のみが補助対象です。次年度以降は申請できません。

（表3 「省エネルギー診断により提案のあった上記以外の設備導入等」の例）

補助対象事業の例			
・ボイラー、給湯器	・コンプレッサー	・工業炉	・生産設備
・給排水、排水処理設備	など		

（4）補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業の実施に当たり、表4の経費のうち必要不可欠な経費であって県が認めるものとします。

なお、補助対象経費に、自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分（施工含む）がある場合、利益等の排除を行った額を補助対象とします。また、対象外となる経費の例は表5のとおりですのでご参考ください。

（表4 補助対象経費）

補助対象 経費	設備費	設備費、必要不可欠な付属機器
	工事費	労務費、設計費、材料費、消耗品、雑材料費、直接仮設費、試験調整費、立会検査費、機器搬入費、現場管理費 など
	県が指定した機関が実施する省エネルギー診断受診費	

※設備導入に係る交付申請の際は、2 者以上の見積書を提出し、見積額が低い方を採用してください。

※省エネ診断受診費は受診した年度のみが補助対象です。次年度以降は申請できません。

(表 5 補助対象外となる経費の例)

補助対象事業を行うために必要な経費であっても、次の経費は 補助対象外 です。
・ 排出量を削減する目的と関係がない機能等の追加や増設に係る経費
・ 撤去費、移設費、処分費、共通仮設費
・ 既存設備等の劣化などに伴う原状復帰費、修繕費、補修費
・ 諸経費等（内訳が不明瞭な経費）
・ 工事費以外の経費（通信費、光熱水費、旅費、振込手数料等の事務費、一般管理費、法定福利費、補助金等の申請手続に係る事務費、アスベスト調査費 等）
・ <u>消費税及び地方消費税相当額</u>
・ 過剰とみなされるもの、予備若しくは将来用のもの など
※仕様上能力が高い設備への更新や台数の増加などにより、設備の能力を過剰に向上させるものは原則、補助対象外と判断されます。
・ 居住用途に係る設備の導入
・ 中古の設備
・ 省エネ診断報告書に型番等が未記載の設備等

※本項目以外についても補助対象外の経費となる場合がありますのでご了承ください。

(5) 補助上限額及び補助額等

補助上限額及び補助額等は表 6、表 7 のとおりです。

(表 6 補助上限額)

○上限額

上限額	1 事業者当たり 1,000 万円（省エネルギー診断あり） 1 事業者当たり 500 万円（簡易自己診断のみ）
-----	--

(表 7 補助額等)

○補助額等

・ 以下により算定した額に千円未満の端数がある場合、端数金額は切り捨てます。

項 目	補 助 率 等
蓄電池の設置	・ 省エネルギー診断に基づく場合は、 補助対象経費の 1/2 以内
省エネルギーの促進	
未利用エネルギーの利用促進	
	・ 簡易自己診断に基づく場合は、

メタン・代替フロン等の温室効果ガス削減対策	補助対象経費の 1/4 以内
再生可能エネルギーの利用促進	
省エネルギー診断により提案のあった上記以外の設備導入等	・ 補助対象経費の 1/2 以内
県が指定した機関が実施する省エネルギー診断の受診（一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネ最適化診断、その他県が指定した機関が実施するものを除く）	

（６）交付申請・補助事業実施に当たっての確認事項

①「ＣＯ２ＣＯ２スマート宣言事業所登録制度」に登録（申請）していること。

②排出量削減効果が年間３トン以上であること。

なお、表２の「その他」で定める「省エネルギー診断により提案のあった上記の項目以外の設備導入等で県が適当と認めるもの（太陽光発電設備、次世代自動車（EV、PHV、FCV）等の車両及び次世代自動車等関連設備（充電設備・放電設備）を除く）」の適用を受けようとする場合は、設備の種類ごとにつき、削減される排出量は年間０．５トン以上であること。

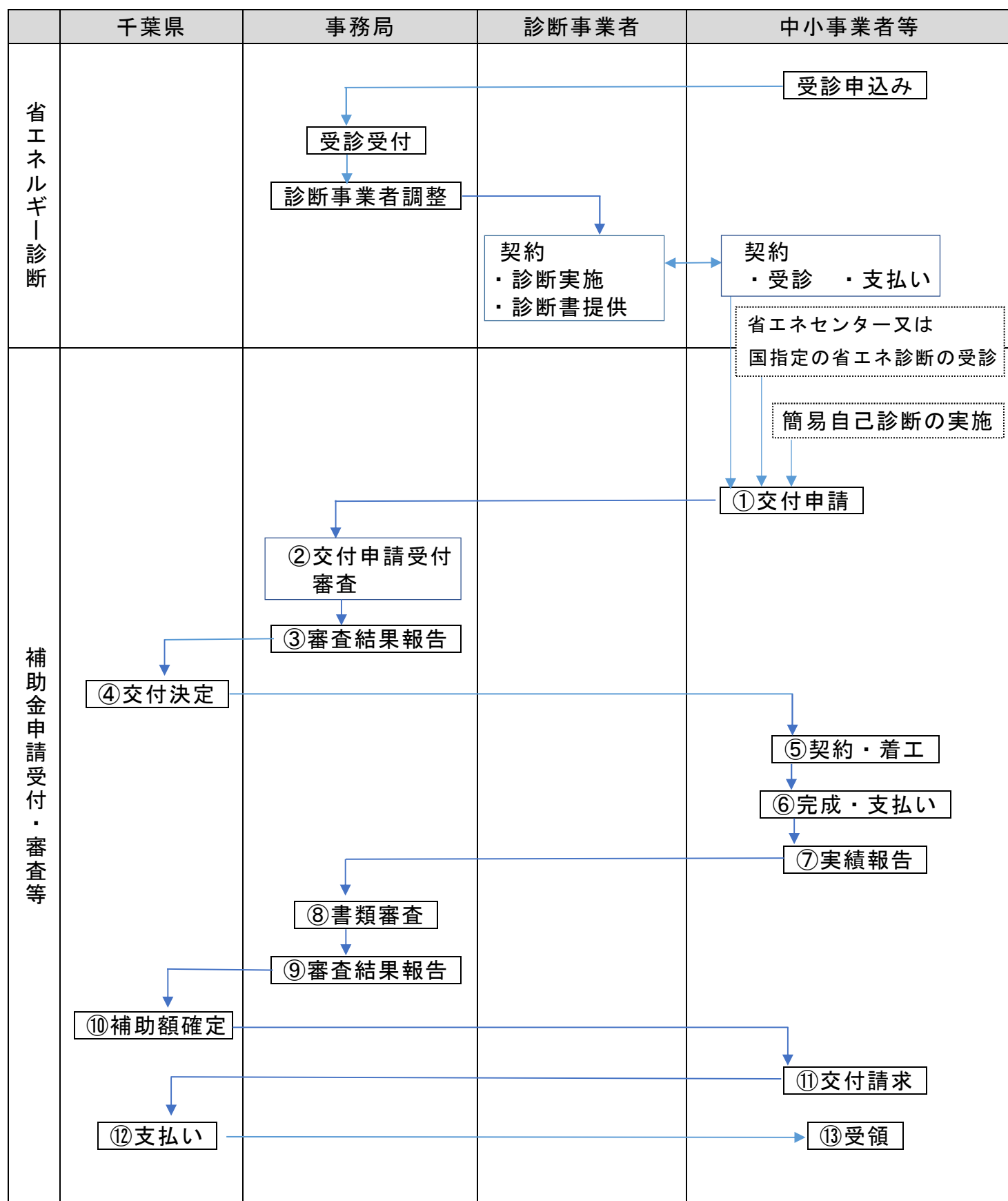
③設備導入に係る補助について、補助金の交付決定前に補助対象事業の工事に着手（発注等を含む）していないこと。

④補助金交付決定後、補助事業の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更等をする場合（軽微な変更を除く）には、交付要綱第９条に基づき変更・中止・廃止承認申請書（第４号様式）等を知事に提出し、承認を受けること。

⑤補助事業により導入した設備は、原則として財産処分制限期間（５（４）の処分制限期間）中は、県の承認を受けることなく財産処分しないこと。

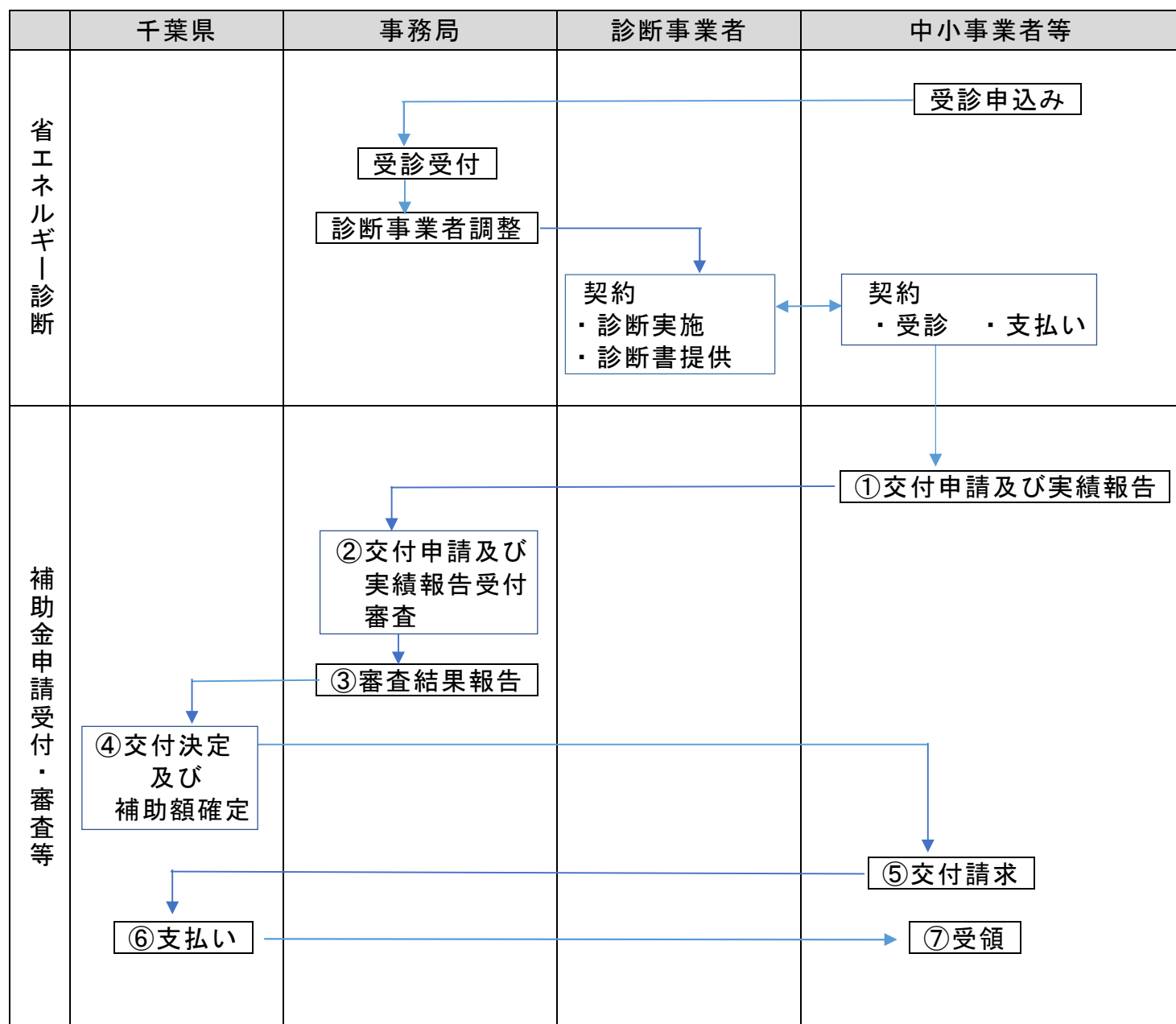
⑥補助対象者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助金の使途を明らかにしておくとともに、証拠書類を整備すること。当該経理に係る書類は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間（５（４）の処分制限期間が５年間を超える場合は当該期間）保存すること。

(7) 事業スケジュール



※省エネルギー診断受診費のみの交付申請の場合

- ・省エネルギー診断の受診費のみにについて申請いただく場合の流れは、以下のフロー図のとおりです。
- ・「県が指定する機関が実施する」省エネルギー診断の受診費が補助対象です。
- ・**受診した年度のみが補助対象です。次年度以降は申請できません。**



3 交付申請

(1) 交付申請受付期間（必着・厳守）

【省エネルギー診断に基づく設備導入等に係る交付申請】

令和7年5月16日（金）～令和7年10月17日（金）

【簡易自己診断に基づく設備導入等に係る交付申請】

令和7年5月16日（金）～令和7年10月17日（金）

【省エネルギー診断受診費のみの交付申請】

令和7年5月16日（金）～令和7年12月12日（金）

※期間内であっても、予算がなくなり次第、受付を終了しますのでご注意ください。

(2) 交付申請方法

以下の方法により交付申請書等をご提出ください。

原則、「ア 交付申請等受付システム」をご活用いただき、当該システムでのご提出が難しい場合に、イの方法によりご提出ください。

※やむを得ず、郵送をご希望される場合は、業務用設備等脱炭素化促進事業補助金事務局（050-2030-2618）へご相談ください。

ア 交付申請等受付システムによる提出

交付申請等受付システムに提出書類をアップロードいただくことにより交付申請可能です。

県HPから利用できますので、以下のページをご確認ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/ontai/hojo/r7jigyousyahojo.html>



イ 電子メールによる提出

電子メールにより送信いただく場合は、以下へ提出してください。なお、提出にあたっては、メールの件名を「【申請者名（法人名等）】業務用設備等脱炭素化促進事業補助金」としてください。

（電子メール送信先）

chiba-hojo@ns-kankyo.co.jp

(3) 交付申請の代行

本補助金の交付申請は、事業者本人によるものとし、行政書士等の有資格者以外の者（設備業者等）による代理申請はできません。

(4) 交付申請に当たっての留意事項

県又は事務局から修正、再提出のほか、書類の追加提出を依頼する場合があります。この場合、速やかに対応ください。ご対応いただけない場合は交付決定をすることが出来ない場合があります。連絡先欄には、必ず連絡が取れるメールアドレス等を記載してください。

(5) 必要書類

交付申請に必要な書類は以下のとおりです。

なお、以下の他にも必要に応じて、別途書類を提出いただく場合があります。

※提出いただく書類について、原本を提出いただく必要はありません（データ又は写しによりご提出ください）。

【設備導入について交付申請する場合】

①補助金交付申請書 <第1号様式>

②重要事項確認書 <第2号様式>

③誓約書 <第3号様式> ※代表者印等の押印があるもの

※提出方法によらず、誓約書の原本に押印した上で、当該原本を申請者が保管し、写しを提出してください。

④事業計画書 <別紙様式>

⑤省エネルギー診断報告書及び領収書 又は 簡易自己診断結果

※「県が指定した機関が実施する省エネルギー診断」以外の診断を受診された場合は、診断の領収書は不要です。

※省エネルギー診断報告書は、更新設備等の型番及び削減量が記載されたものを添付してください。（型番が未記載の設備等については対象外となります。）

⑥設備費・工事費の見積書（原則、2者以上）

※発行後3か月以内のもので、代表者印等の押印があるもの

※見積書は、補助対象経費及び補助対象外経費の内訳が分かるようにしてください。

（見積書の項目について、対象経費は○、対象外経費は×を記載する など。）

※設備費・工事費の見積書については、2者以上の施工業者から見積もりを徴取し、金額が低い方の見積書を補助対象経費の算出に使用してください。

※リースによる場合は設備業者から取得した見積書を提出してください。

⑦施工予定設備のカタログ等（エネルギー消費効率など省エネ性能等が確認できる資料）

※グリーン購入法適合や自然冷媒機器等、補助対象事業であることがわかる書類を添付してください。

⑧現況設備（導入前）の写真

※補助対象設備が全て確認できるよう、全体、個別で写すなど工夫してください。

※型番等が分かる写真を添付してください。

※新たに設備を導入する場合は、導入予定箇所の現状を示す写真を添付してください。

⑨図面（全体配置図など）

※図面に導入前後の設備の位置、型番等を写真と突合して確認できるように記載してください。

⑩（法人）登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※発行後3か月以内のもの

（個人）開業届など事業を行っていることが分かる書類

⑪次の税目について県税に滞納額がないことを証する納税証明書

(法人) 法人県民税・法人事業税 (第40号その2)

(個人) 個人県民税・個人事業税 (第40号その2)

※発行後3か月以内のもの

※証明書は、原則住所又は事業地を管轄する県内の県税事務所において完納証明書又は各税目に未納がないことの証明書(第40号その2)を取得してください(県庁本庁舎では発行していません)。領収印の押印がある納付書の写しでは滞納額がないことまで確認できませんので、必ず証明書を添付してください。

※個人県民税は、市区町村での発行になります。お問い合わせは各市区町村へお願いいたします。なお、滞納額(又は未納額)がないことの証明書の取り扱いがない場合は、「県民税の納税証明書」を取得してください。

※税務署が発行する証明書は国税に係るものです。必ず県税事務所(個人県民税については市町村役場)で取得した証明書を提出してください。

※非課税事業のみを行う場合等で県税事務所から納税証明書の発行が受けられない場合は、非課税の根拠となる書面(例:定款、寄付行為)を提出してください。

⑫確定申告書等(直近1年度分)

※(法人) 確定申告書別表1、法人事業概況説明書、貸借対照表及び損益計算書

(個人) 確定申告書Bのほかに青色申告者は青色申告決算書、白色申告者は収支内訳書も必要

⑬賃貸借契約書及び所有者からの承諾書(賃借の場合、様式任意)

※補助対象事業所の所有者以外が交付申請する場合

⑭リース契約書案及びリース料金計算書案

※リースによる場合に必要です。

※補助金適用後の契約書案及び補助金適用前後2種類のリース料金計算書案を提出してください。

⑮CO2CO2 スマート宣言事業所登録通知

※交付申請と並行して登録申請を行っている場合は登録申請書一式

【省エネルギー診断の受診費について交付申請する場合】

①補助金交付申請書兼実績報告書 <第1号様式の2>

②重要事項確認書 <第2号様式>

③誓約書 <第3号様式> ※代表者印等の押印があるもの

※提出方法によらず、誓約書の原本に押印した上で、当該原本を申請者が保管し、写しを提出してください。

④事業実績書 <別紙様式>

⑤省エネルギー診断受診に係る領収書

⑥省エネルギー診断報告書

⑦(法人) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

※発行後3か月以内のもの

(個人) 開業届など事業を行っていることが分かる書類

⑧次の税目について県税に滞納額がないことを証する納税証明書

(法人) 法人県民税・法人事業税(第40号その2)

(個人) 個人県民税・個人事業税(第40号その2)

※発行後3か月以内のもの

※証明書は、原則住所又は事業地を管轄する県内の県税事務所において完納証明書又は各税目に未納がないことの証明書(第40号その2)を取得してください(県庁本庁舎では発行していません)。領収印の押印がある納付書の写しでは滞納額がないことまで確認できませんので、必ず証明書を添付してください。

※個人県民税は、市区町村での発行になります。お問い合わせは各市区町村へお願いいたします。なお、滞納額(又は未納額)がないことの証明書の取り扱いがない場合は、「県民税の納税証明書」を取得してください。

※税務署が発行する証明書は国税に係るものです。必ず県税事務所(個人県民税については市町村役場)で取得した証明書を提出してください。

※非課税事業のみを行う場合等で県税事務所から納税証明書の発行が受けられない場合は、非課税の根拠となる書面(例:定款、寄付行為)を提出してください。

⑨確定申告書等(直近1年度分)

※(法人) 確定申告書別表1、法人事業概況説明書、貸借対照表及び損益計算書

(個人) 確定申告書Bのほかに青色申告者は青色申告決算書、白色申告者は収支内訳書も必要

⑩CO2CO2 スマート宣言事業所登録通知

※交付申請と並行して登録申請を行っている場合は登録申請書一式

(6) 審査・選定

審査は、交付申請書類について書面審査を行い、予算の範囲内で交付決定の可否を判断します。

(7) 交付決定

予算の範囲内で補助金の交付決定をした補助対象者(以下、「交付決定を受けた者」といいます。)に、交付決定通知書を送付します。

また、交付決定に当たっては、交付申請内容の修正や条件等を付す場合があります。

交付決定を受けてから補助事業に着手してください。交付決定前に着手していた場合、交付決定を取り消すことになります。

なお、不交付の場合は、不交付決定通知書を送付します。

4 補助対象事業の実施(設備導入等)

※省エネルギー診断の受診のみ交付申請する場合は、省エネルギー診断を実施し、診断事業者への受診費支払い完了後、上記3(5)に記載する必要書類をご提出ください。

(1) 事業の開始

交付決定を受けた者は、交付決定日以後、速やかに補助事業に着手してください。着手とは、補助事業を達成するための行為を開始することであり、契約の締結、又は発注することを言います（着工のことではありません）。そのため、見積書を再度取得する、施工業者と打ち合わせを開始するといった内容は含みません。

(2) 事業内容等の変更

交付決定を受けた者は、事業の実施中に交付申請の内容等に係る変更（事業内容、事業費、事業者名、代表者名、住所等）が発生する見込みとなった場合には、独自に判断せず直ちに県又は事務局に報告のうえ、県又は事務局の指示に従ってください。また、県又は事務局から追加で書類等の提出依頼があった場合は速やかに提出してください。

事前に県又は事務局への相談を行わなかった場合や指示に従わなかった場合等は、変更内容部分に係る事業を補助対象外とするほか、事業全体の交付決定を取り消すことがあります。

なお、変更により交付要綱等に規定する要件を満たさなくなった場合も補助対象外となります。

※交付決定後に設備等の型番が変更となり、削減される排出量に変更となる場合は、省エネルギー診断報告書等を修正いただく必要があります。（修正がない場合は補助対象外となります。）

【提出物】

- ・補助事業変更・中止・廃止承認申請書 <第4号様式>
- ・補助事業変更計画書 など

(3) 補助事業の状況報告等

県又は事務局は、必要に応じて、補助対象事業の進捗状況について報告を求める場合があります。この場合、「補助事業遂行状況報告書」（第6号様式）を提出していただきます。

また、下記（5）の実績報告提出期限までに事業が完了することができないと見込まれるときは、速やかに「補助事業遅延等報告書」（第5号様式）を提出してください。ただし、発注遅れや業務多忙による対象事業の遅れ等については、延長の対象とすることはできませんのでご注意ください。

【提出物】

- ・補助事業遂行状況報告書 <第6号様式>
- ・補助事業遅延等報告書 <第5号様式> など

(4) 補助事業の中止又は廃止

交付決定を受けた者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、速やかに事務局へ報告の上、事務局の指示に従い「補助事業変更・中止・廃止承認申請書」（第4号様式）

を提出し、承認を得てください。

【提出物】

・補助事業変更・中止・廃止承認申請書 <第4号様式> など

(5) 実績報告

交付決定を受けた者は、施工及び支払いが完了したときは、速やかに次の書類を提出期限までに提出してください。

【提出時期】施工及び支払い完了後、速やかに（概ね30日以内）提出してください。

【最終提出期限】令和8年1月30日（金）[必着・厳守]

【提出物】

※実績報告書に不備等がある場合、支払いが遅くなることがあります。

①実績報告書 <第7号様式>

②事業実績書 <別紙様式>

③決算証拠書類（施工業者への支払いが確認できるもの）、納品書

※領収書等支払いが完了していることを示す書類を提出してください。

なお、手形や小切手による支払いの場合、振出日ではなく施工業者が領収（資金化）した日が完了日となります。

④工事請負契約書、又は工事注文書及び注文請書

⑤リース契約書及びリース料金計算書

※リースによる場合に必要です。

⑥補助事業の実施を示す写真（施工中・施工後のもの）

※補助対象設備が全て確認できるよう、全体、個別で写すなど工夫してください。

※設置後の設備の型番等が分かる写真を添付してください。

※交付請求書（第8号様式）は、5（1）のとおり「補助金額の確定通知」を受けた後に提出いただくものです。実績報告時に提出いただいた場合においても、補助金額の確定後、再度提出いただくことになりますのでご注意ください。

5 補助金の請求・受領

(1) 補助金額の確定、補助金の交付

実績報告の提出後、実績内容を審査し、必要に応じて現地確認を経た後、県から「補助金額の確定通知」を送付します。交付決定を受けた者は、当該通知の受領後、次の書類を県に提出してください。

【提出物】

・補助金交付請求書 <第8号様式>

・補助金振込先の通帳の写し（表紙及び見開き1ページ目）等

※補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の写しを提出してください。

（２）交付決定の取消し

次の場合、補助金の交付決定を取り消す場合があります。この場合で、既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- ①補助対象者が、不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- ②補助対象者が、補助金を他の用途に使用したとき
- ③その他、交付要綱の規定に違反する行為があったとき

（３）補助金の経理

補助金受領者は、補助対象事業に関する収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額と支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしてください。

当該収支簿と補助事業に関する書類については、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間（（４）の処分制限期間が５年間を超える場合は当該期間）保存しなければなりません。

（４）補助事業により取得した財産の管理

補助金受領者は、本補助金で取得、又は効用の増加した財産等（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について県の承認を受けなければなりません。知事の承認を受けて処分した場合は、補助金の全部又は一部に相当する金額を返還していただくことがあります。

また、補助金交付に係る書類は、当該資産の処分制限期間保存しなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

【提出物】

- ・取得財産等の処分承認申請書　＜第９号様式＞

6 問合せ先

【業務用設備等脱炭素化促進事業補助金事務局】

（株式会社ちばぎん総合研究所・エヌエス環境株式会社）

・電話番号：０５０－２０３０－２６１８

・メー ル：chiba-hojo@ns-kankyo.co.jp

※令和７年５月１６日（金）から令和８年３月３１日（火）まで

（土曜、日曜、祝日を除く　午前９時から午後５時まで）

＜中小企業向け融資のご案内＞

県では、中小企業の方々が行う環境保全の取組を支援するため、県制度融資として中小企業振興資金（環境保全資金）融資を実施しています。

取扱金融機関での融資利用に先立って、県環境生活部環境政策課における融資対象事業の認定が必要となります。

本補助金と合わせてご利用いただけますので、以下の URL から詳細をご確認ください。（対象者や対象事業について、一部融資対象とならない場合がありますのでご注意ください。）

・ <https://www.pref.chiba.lg.jp/kansei/yuushi/chuushoushinkou/index.html>



※融資には金融機関、信用保証協会の審査が別途必要です。

交付決定や環境政策課による事業認定は、融資等を担保するものではありません。

第 1 号様式

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

業務用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

下記のとおり業務用設備等脱炭素化促進事業を実施したいので関係書類を添えて、千葉県補助金等交付規則第 3 条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 重要事項確認書
- (2) 誓約書（代表者印等の押印があるもの）
- (3) 事業計画書
- (4) 省エネルギー診断報告書及び領収書又は簡易自己診断結果
※「県が指定した機関が実施する省エネルギー診断」以外の報告書を添付する場合、省エネ診断受診費の領収書の添付は不要です。
- (5) 見積書（原則 2 者以上）（発行後 3 か月以内のもので、代表者印等の押印があるもの）
- (6) 施工予定設備のカタログ等
- (7) 現況設備（導入前）の写真
- (8) 図面（全体配置図など）
- (9) 登記事項証明書【発行後 3 か月以内のもの】
（個人事業者の場合は開業届 等）
- (10) 法人県民税・法人事業税の滞納がないことの証明書
（個人事業者の場合は個人県民税・個人事業税）
【発行後 3 か月以内のもの】
- (11) 確定申告書等（直近 1 年分）
- (12) 賃貸借契約書及び所有者からの承諾書（対象事業所の所有者でない場合）
- (13) C02C02 スマート宣言事業所登録通知
- (14) その他

第1号様式（リース共同申請用）

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

【中小事業者等】
（所在地）
（名称）
（役職・代表者名）

【リース事業者】
（所在地）
（名称）
（役職・代表者名）

業務用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

下記のとおり業務用設備等脱炭素化促進事業を実施したいので関係書類を添えて、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 重要事項確認書
- (2) 誓約書（代表者印等の押印があるもの）
- (3) 事業計画書
- (4) 省エネルギー診断報告書及び領収書又は簡易自己診断結果
※「県が指定した機関が実施する省エネルギー診断」以外の報告書を添付する場合、省エネ診断受診費の領収書の添付は不要です。
- (5) 見積書（原則2者以上）（発行後3か月以内のもので、代表者印等の押印があるもの）
- (6) 施工予定設備のカタログ等
- (7) 現況設備（導入前）の写真
- (8) 図面（全体配置図など）
- (9) 登記事項証明書【発行後3か月以内のもの】
（個人事業者の場合は開業届 等）
- (10) 法人県民税・法人事業税の滞納がないことの証明書
（個人事業者の場合は個人県民税・個人事業税）
【発行後3か月以内のもの】
- (11) 確定申告書等（直近1年分）
- (12) 賃貸借契約書及び所有者からの承諾書（対象事業所の所有者でない場合）
- (13) リース契約書及び料金計算書案（補助金適用前後の2種類）（リース契約の場合）
- (14) CO2CO2 スマート宣言事業所登録通知
- (15) その他

第 1 号様式の 2（省エネルギー診断の受診費のみ）

年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

（所在地）

（名称）

（役職・代表者名）

業務用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書兼実績報告書

下記のとおり関係書類を添えて、千葉県補助金等交付規則第 3 条の規定により、業務用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- （１）重要事項確認書
- （２）誓約書（代表者印等の押印があるもの）
- （３）事業実績書
- （４）省エネルギー診断受診に係る領収書
- （５）省エネルギー診断報告書
- （６）登記事項証明書【発行後 3 か月以内のもの】
（個人事業者の場合は開業届 等）
- （７）法人県民税・法人事業税の滞納がないことの証明書
（個人事業者の場合は個人県民税・個人事業税）
【発行後 3 か月以内のもの】
- （８）確定申告書等（直近 1 年分）
- （９）C02C02 スマート宣言事業所登録通知
- （10）その他

第 2 号様式

業務用設備等脱炭素化促進事業補助金

重要事項確認書

私（たち）は、本補助金の交付申請に当たり、次の事項を確認しました。

☐ 要綱、要領等の内容を理解し、虚偽の記載なく事業計画書等を作成しました。

☐ 本補助金にかかる各種の条件や県からの指示事項を財産処分制限期間が完了するまで遵守します。

☐ CO₂CO₂スマート宣言事業所に登録済（申請済）です。

※交付決定までに登録が必要です。

（未登録のままでは補助金の交付はできません。）

☐ 導入した設備等については、エネルギーコスト削減のため、効率的な運用に努めます。

☐ 導入した設備等は事業用で使用するものであり、家庭用に使用することはありません。

※確認いただけましたら、各項目の☐にチェックを入れてください。

令和 年 月 日

所在地

名称

役職・代表者名

第2号様式（リース共同申請用）

業務用設備等脱炭素化促進事業補助金

重要事項確認書

私（たち）は、本補助金の交付申請に当たり、次の事項を確認しました。

- ☐ 要綱、要領等の内容を理解し、虚偽の記載なく事業計画書等を作成しました。
- ☐ 本補助金にかかる各種の条件や県からの指示事項を財産処分制限期間が完了するまで遵守します。
- ☐ CO2CO2スマート宣言事業所に登録済（申請済）です。
※中小事業者等について交付決定までに登録が必要です。
（未登録のままでは補助金の交付はできません。）
- ☐ 導入した設備等については、エネルギーコスト削減のため、効率的な運用に努めます。
- ☐ 導入した設備等は事業用で使用するものであり、家庭用に使用することはありません。

※確認いただけましたら、各項目の□にチェックを入れてください。

令和 年 月 日

【中小事業者等】

所在地

名称

役職・代表者名

【リース事業者】

所在地

名称

役職・代表者名

第 3 号様式

誓 約 書

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

印

当該交付申請事業が、業務用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第 4 条第 2 項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

第3号様式（リース共同申請用）

誓約書

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

【中小事業者等】

（所在地）

（名称）

（役職・代表者名）

印

【リース事業者】

（所在地）

（名称）

（役職・代表者名）

印

当該交付申請事業が、業務用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第4条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

第4号様式

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

業務用設備等脱炭素化促進事業補助金に係る補助事業変更・中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け千葉県温対指令第 号の で交付決定のあった業務用設備等脱炭素化促進事業補助金に係る補助事業について、下記のとおり変更・中止・廃止したいので、関係書類を添えて千葉県補助金等交付規則第5条第1項第1号（第3号）の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更・中止・廃止の理由

2 関係書類

(1) 事業変更計画書

(2) その他、交付申請時に提出した書類のうち変更が生じたもの

(見積書の写し、施工予定設備のカタログ、図面 など)

第5号様式

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

業務用設備等脱炭素化促進事業補助金に係る補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け千葉県温対指令第 号の で交付決定のあった業務用設備等脱炭素化促進事業補助金に係る補助事業について、期間内に完了することができないと見込まれる（補助対象事業の遂行が困難になった）ので、千葉県補助金等交付規則第5条第1項第4号の規定により、次のとおり報告します。

1 遅延等の状況と理由

経過とその成果を簡潔に記載すること。遅れがある場合、その理由と完了の見通しを記載すること。

2 完了の予定

年 月 日

第6号様式

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

業務用設備等脱炭素化促進事業補助金に係る補助事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け千葉県温対指令第 号の で交付決定のあった業務用設備等脱炭素化促進事業補助金に係る補助事業の遂行状況について、千葉県補助金等交付規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額
- 2 支出済額
- 3 補助事業の遂行状況

第7号様式

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

業務用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け千葉県温対指令第 号の で交付決定のあった業務用設備等脱炭素化促進事業補助金に係る補助事業を完了したので、関係書類を添えて、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金実績報告額及び補助金交付決定額

(1) 補助金実績報告額	円
(2) 補助金交付決定額	円
(3) 差額	円

2 補助事業完了期日 年 月 日

3 関係書類

- (1) 事業実績書
- (2) 決算証拠書類（施工業者への支払いが確認できるもの）、納品書
- (3) 工事請負契約書又は工事注文書及び注文請書
- (4) 補助事業の実施を示す写真（施工中・施工後のもの）

第7号様式（リース共同申請用）

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

【中小事業者等】

（所在地）

（名称）

（役職・代表者名）

【リース事業者】

（所在地）

（名称）

（役職・代表者名）

業務用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け千葉県温対指令第 号の で交付決定のあった業務用設備等脱炭素化促進事業補助金に係る補助事業を完了したので、関係書類を添えて、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金実績報告額及び補助金交付決定額

- | | |
|-----------------------------|---|
| （1）補助金実績報告額 | 円 |
| （2）補助金交付決定額 | 円 |
| （3） 差額 | 円 |

2 補助事業完了期日 年 月 日

3 関係書類

- （1）事業実績書
- （2）決算証拠書類（施工業者への支払いが確認できるもの）、納品書
- （3）工事請負契約書又は工事注文書及び注文請書
- （4）リース契約書及びリース料金計算書
- （5）補助事業の実施を示す写真（施工中・施工後のもの）

第8号様式

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

業務用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け千葉県温対達第 号の で額の確定のあった補助金
について、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金

円

(補助金振込先)

振込金融機関名	
本（支）店名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

※補助金振込先の通帳の写し（表紙及び見開き1ページ目）を添付してください。

第8号様式（リース共同申請用）

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

【中小事業者等】

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

【リース事業者】

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

業務用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け千葉県温対達第 号の で額の確定のあった補助金
について、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金

円

(補助金振込先)

振込金融機関名	
本（支）店名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

※補助金振込先の通帳の写し（表紙及び見開き1ページ目）を添付してください。

第9号様式

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

業務用設備等脱炭素化促進事業補助金に係る取得財産等の処分承認申請書

令和 年 月 日付け千葉県温対指令第 号の で交付決定のあった業務用設備等脱炭素化促進事業補助金に係る取得財産等を下記のとおり処分することについて、千葉県補助金等交付規則第21条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目・名称及び取得日
- 2 取得価格又は効用が増加した価格及び処分することにより収入があるときはその収入額
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由